いわき市火災予防規則の一部を改正する規則

いわき市火災予防規則（昭和59年いわき市規則第67号）の一部を次のように改正する。

第12条の次に次の１条を加える。

（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）

第13条　条例第52条の２第３項の規定により市長が定める公表の対象となる防火対象物は、消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第１⑴項から⑷項まで、⑸項イ、⑹項、⑼項イ、⒃項イ、（16の２）項及び（16の３）項に掲げる防火対象物で、消防法（昭和23年法律第186号）第17条第１項の政令で定める技術上の基準に従つて屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備（以下「屋内消火栓設備等」という。）を設置し、及び維持しなければならないもののうち、同法第４条第１項の規定による立入検査により、当該屋内消火栓設備等が設置されていないと認められたもの又は当該屋内消火栓設備等が設置されている場合においてその主たる機能が喪失していると認められたものとする。

２　条例第52条の２第３項の規定により市長が定める公表の対象となる違反の内容は、前項の防火対象物に屋内消火栓設備等が設置されていないこと又は屋内消火栓設備等が設置されている場合においてその主たる機能が喪失していることとする。

３　条例第52条の２第３項の規定により市長が定める公表の手続は、次に掲げる事項について、同条第２項の規定による通知をした日の翌日から起算して21日を経過した日から前項に規定する違反が是正されたことを確認できるまでの間、市のホームページに掲載することによるものとする。

⑴　当該違反が認められた防火対象物の名称及び所在地

⑵　当該違反の内容（当該違反が認められた位置（当該位置を明示するために消防長が必要と認める場合は、店舗等の名称を含む。）を含む。）

⑶　前２号に掲げるもののほか、消防長が必要と認める事項

第４号様式備考第１項第１号中「（昭和36年政令第37号）別表第一」を「別表

第１」に改める。

附　則

この規則は、平成30年４月１日から施行する。